

○ 飼料用麦の輸入方式

- 飼料用麦については、政府（総合食料局）が登録した輸入業者（18商社）から買入し、買受資格のある実需者団体（農業者団体、中小企業団体（9団体））に対し、条件を附して、売渡し。
- 従来は、一般国家貿易により輸入を行っていたが、国内実需者のニーズにきめ細かく対応した品質・価格の飼料用麦の供給を目的として、平成11年から輸入業者と国内実需者等があらかじめ結びついたSBS方式を導入し、順次拡大。小麦は平成14年から、大麦は平成19年から全量SBS化。

○ 麦の登録輸入業者（18商社） （20年度）

三井物産、三菱商事、丸紅、伊藤忠、
住友商事、双日、兼松、豊田通商
カーギル、組合貿易 等

○ 実需者団体（9団体） （20年度）

全農、飼料工業会、全麦連、
全飼協、全酪連、全畜連、
全開連、肉事協、日鶏連

「新たな麦政策大綱」（平成10年省議決定）

2. 現行施策見直しの方向

（4）飼料用麦等

輸入方法の弾力化や多様化等を図る観点から、
特定用途の麦の一部にSBS方式を段階的に導入
する。

○ 飼料用輸入麦の輸入実績

1 小麦

（単位：トン）

	平成16年	17年	18年	19年	20年
中国	20,672	39,339	4,998	19,798	5,216
ウクライナ	2,666	0	0	0	0
カナダ	2,729	9,626	72,038	18,678	6,446
米国	19,502	1,155	1,165	48,345	53,086
豪州	6,007	42,476	10,951	1,470	8,000
計	51,576	92,596	89,152	88,291	72,748

2 大麦

（単位：トン）

	平成16年	17年	18年	19年	20年
中国	1,519	0	0	64,416	4,759
ドイツ	132,227	0	0	0	0
ウクライナ	90,643	0	59,916	0	0
カザフスタン	0	0	0	0	3,600
ロシア	0	0	0	57,398	3,395
カナダ	83,182	210,932	302,789	145,453	226,289
米国	405,511	160,778	153,585	500,570	413,662
アルゼンチン	0	0	0	15,300	7,200
豪州	487,432	760,542	607,411	412,612	315,383
計	1,200,514	1,132,252	1,123,701	1,195,749	974,288

出典：日本貿易統計